総発第171号 令和5年8月23日

酒田市監査委員 大石 薫 様酒田市監査委員 進 藤 晃 様

酒田市長 丸 山 至 (公 印 省 略)

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和5年7月7日付け監発第41号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 「観光物産館」(地域創生部交流観光課) 上記施設の指定管理者 《一般社団法人酒田観光物産協会》

【指摘事項】

(1)業務報告書の提出について

(一般社団法人酒田観光物産協会、地域創生部交流観光課)

酒田市観光物産館の管理に関する包括協定(以下「包括協定」という。)第23条第1項には、毎月終了後概ね10日を目処に業務報告書(指定管理業務の実施状況、施設の利用状況など)を市長に提出するものとされているが、入館者数、売上の報告及びバス利用台数をメールで送付しているのみで、必要事項の記載された業務報告書の提出がなされておらず、自家用電気工作物年次点検報告書で高圧ガス開閉器などの改修を求められていることが、市へ報告されていなかった。

指定管理者は包括協定にのっとり業務報告書を適正に提出すること。市は業務報告書の提出を求め、指定管理業務の状況を確認すること。

■措置内容

監査指摘を受け、6月6日に、業務報告書の様式に即して施設修繕や設備点検、苦情等についても毎月報告するよう指導した。現在は、必要事項の記載された報告書が毎月提出されており、今後も適正な業務報告書によって指定管理業務の状況を確認していく。 (一般社団法人酒田観光物産協会、地域創生部交流観光課)

(2) 物品等の管理について(地域創生部交流観光課)

指定管理者が管理する施設及び物品等について、酒田市観光物産館の管理に関する包括協定(以下「包括協定」という。)第4条第1項で、市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されているが、提示された備品台帳は、包括協定締結前に廃棄した備品、指定管理対象外の備品が記載されているなど現状と一致していないため、指定管理者が現物を確認することができず、また、市も現物確認を行っていない。

市は指定管理者が管理すべき物品等を明確に提示した上で、包括協定にのっとり適正に管理すること。

■措置内容

7月20日~8月8日の期間で数回にわたり、指定管理者の専務理事と事務担当者及び 当課担当職員の立ち合いのもと、最新の備品台帳と現物との突合せを行い、管理するべ き物品について共通認識をもった。今後は定期的に備品台帳との突合せを行い、備品に 変更が生じたときには速やかに台帳を修正するなど、包括協定にのっとり物品等の管理 を適切に行っていく。

(地域創生部交流観光課)